

国営ひたち海浜公園 BMXパートナー 活動要項

(活動内容について)

- ・パートナーは、パートナー活動を通じて、BMXスクール、チャレンジ・ザ・BMX、大会等（以下「BMX関連行事」という）の円滑な運営を図るための協力を行います。
- ・専門的な知識を生かしながら、コースのメンテナンス作業を行います。
- ・管理センターが担うコースの維持管理に係わる提言を行います。

(登録について)

パートナー登録できる者は、以下の条件を満たすものとします。

- ・「BMXレースの普及啓発に資するための活動」の意志を持ち、積極的に活動していただける者や茨城県BMX協会、全日本BMX連盟が推薦し、入会の必要性が認められる者とします。
- ・パートナー登録を希望する者は、BMXパートナー登録申込書（様式第1号）を管理センターに提出するものとします。
- ・パートナーの登録期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。ただし、年度途中で登録した者は、申し込み後のボランティア活動保険加入日から加入年度末までとします。また、管理センター及びパートナー本人より特に申し出が無い場合、次年度以降は自動更新とします。

(パートナー証の発行)

- ・管理センターが認定したパートナーには、パートナー証を発行します。
- ・パートナー証の有効期間は、1年間とし、年度毎に更新します。また、退会時には必ずパートナー証を返却してください。
- ・パートナー証は、パートナー活動以外での使用、及び他人に貸与・譲渡することはできません。

(活動日について)

- ・原則BMX関連行催事の開催日とします。
- ・土日祝日については、コースのメンテナンス作業日として活動します。
- ・上記以外の日程については、別途パートナー代表を通じて管理センターの事務局に申し入れ、管理センターが必要と認めた場合は活動日とします。

(活動条件について)

- ・パートナー活動にあたっては、公園規則を遵守し、パートナーとして相応しい服装、言動、行動に十分配慮し、常にパートナー証を携帯してください。
- ・パートナー活動日にパートナー活動を目的とする本人の入園、及び駐車場の利用については、料金を免除とします。入園ゲート、及び駐車場料金所を通過する際、公園職員にパートナー証を提示し、本人確認を受けてください。提示がない場合は、料金を徴収する場合があります。
- ・パートナー活動日には、BMX管理棟職員にパートナー活動内容を報告し、必ずビブスを着用して活動してください。

- ・必ず活動記録簿に活動内容を記載してください。活動記録簿は、日々のパートナー活動の内容・人数を記録し、パートナー活動の成果を残すことに加え、万が一負傷した場合に保険適用の証拠となる重要な書類です。※別紙「BMXパートナー 活動記録簿」参照
- ・コースのメンテナンス作業を通じて、懸念点や課題を発見した場合は速やかに BMX 管理棟職員に報告してください。

(コースメンテナンス作業について)

- ・作業にあたっては、ライダーの安全確保ならびに作業者の安全確保を第一に考え、安全が確保できない場合は作業を行わないようにしてください。
- ・作業エリアは、必ずBMX管理棟の公園職員に共有し、ライダーに対して作業を周知できる体制を構築してください。
- ・作業中は、コース上の該当エリアをトラバーコーン等を使用して封鎖して作業を行ってください。
- ・コースに立ち入る際は、作業者の存在をライダーに認知させるために、必ずビブスを着用してください。

(ボランティア活動保険への加入、活動中のケガについて)

- ・パートナーは、管理センターが定めたボランティア活動保険に加入します。費用及び手続きについては、管理センターが請け負います。
- ・パートナー活動中に負傷した際は、速やかにBMX管理棟職員及び管理センターへご報告ください。

(禁止事項)

- ・パートナー活動日以外にパートナー証を使用しての不正利用。
- ・無断でのコースの改造・変更。

(登録の抹消)

管理センターは、パートナーが次のいずれかに該当するときは、この登録を取り消すことができる。

- ・パートナーから退会の申し出があった場合。
- ・特段の事情がない限り、1年間に1度も活動に参加しなかった場合。
- ・パートナーが死亡した場合。
- ・パートナー活動日以外にパートナー証を使用しての不正利用を行った場合。
- ・パートナー及び公園の信用を失墜する行為、活動上知り得た秘密の漏洩などパートナーとして不適格と認められる事実が発生した場合。
- ・病気、連絡不能、その他の理由により活動ができないと客観的に認められる場合。
- ・その他、パートナーとして著しく不相当であると管理センターが判断した場合。